



令和6(2024)年度

進級案内(新7年生)



池田市立ほそごう学園

< 後期課程 >

〒563-0017 池田市伏尾台3丁目14番地

【TEL 072-751-0731 FAX 072-751-0732】

<https://ikeda.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=2710036>



『ほそごう学園』は、2018年から 義務教育学校としてスタート！

学校教育法の改正により、2016年度から小中一貫教育を実施する「義務教育学校」が創設されることになりました。小学校と中学校を一つにまとめた新しい校種の誕生であり、これにより小学校6年間と中学校3年間で合わせた合計9年間で教育を行う学校を開校することが制度上可能になりました。

2015年度には池田市立細郷小学校と池田市立細郷中学校が、旧細河中学校敷地内に開校しました。この2校は施設一体型の利点を生かし、制度上の「義務教育学校」とは何ら変わらない教育活動を展開していました。

そして2018年、池田市立ほそごう学園は名実ともに「義務教育学校」となり、義務教育9年間を一貫して進める学校としてスタートしました。

もくじ

1	ほそごう学園の教育	…	1
2	学校生活	…	2
3	始業式について	…	4
4	学校生活の約束	…	6
5	通学について	…	10
6	自学自習の育成について	…	13
7	7年生諸経費納入について	…	14
8	家庭学習の手引き	…	15
9	ネットとの付き合い方	…	20
10	食物アレルギー対応について	…	24



1.ほそごう学園の教育

☆ほそごう学園教育目標

生きる力と豊かな人権感覚を仲間とともに

☆1年～9年までの小中一貫校

ほそごう学園は、平成29年度(2017年度)からコミュニティ・スクールに、平成30(2018)年4月より池田市初の義務教育学校になりました。

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。年間5回の学校運営協議会を実施し、学校づくりについて意見交換を行います。

また義務教育学校とは、小・中学校の9年間を一貫したカリキュラムで運営する新たな学校で、小中の教職員が一体になって9年間の教育活動を行います。学校の正式名称は、池田市立ほそごう学園。1年から6年までを前期課程、7年から9年までを後期課程といいます。

☆ファースト・セカンド・サードのステージをのぼる教育

ほそごう学園は、入学して卒業するまでの9年間を、児童生徒の発達段階を考慮した3ステージに分けて教育を行います。

ファースト

1st(1年～4年)・・・学級担任の丁寧な指導や支援

セカンド

2nd(5年～7年)・・・一部教科担任制の開始などによる学習の深まり

自然学舎・前期修学旅行による集団づくり

中1ギャップの解決

課外クラブの開始(7年)

サード

3rd(8年・9年)・・・修学旅行による集団づくり

職場体験学習、進路学習、命の学習によるキャリア形成

進路選択をめざした学力向上のための指導や支援

2. 学校生活

☆7～9年日課表

朝読書 朝の会	1時間目	2時間目	3時間目	4時間目	給食 昼休み	清掃	5時間目	6時間目	短学活
8:30	8:50	9:50	10:50	11:50	12:40	13:30	13:45	14:45	15:35
～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
8:45	9:40	10:40	11:40	12:40	13:30	13:40	14:35	15:35	15:45

※最終下校(17:30:3月～10月中旬 17:00:10月中旬～2月)

☆1週間の授業時数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語	道徳	総合	学活	集会 等	計
7年	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1.4	1	1	30
8年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	1	30
9年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	1	30

☆授業について

ほそごう学園は、授業を教育の根幹にしています。家庭の状況に関わらず、みんなが平等に学べる唯一の場が授業です。そして、授業は、教師と生徒が協働して創っていくものです。みんなの意見や活動で、学力が育つ楽しい授業を創っていきましょう。

(1) 授業でめざすもの

- ① 教師と生徒の協働で創ります。
- ② 聴くことから、すべては始まります。
- ③ 意見の交流で、よくわかるようになります。
- ④ しっかりノートを書くことで学習が身につきます。
- ⑤ わからないことを自ら尋ねることが解決の始まりです。

(2) 教科書・副教材・学用品

- ① 教科書 入学式の日にお渡しします。
- ② 副教材 4月中に一括販売の予定です。
- ③ 学用品 特に学校指定のものはありません。

新規購入が必要な場合は、各教科とも授業が始まってから指示します。

当初は新規購入を控え、現在使用中のものを使ってください。

☆おもな学校行事予定(2024年度予定)

(1) 保健

発育身体測定(4月) 各種検診(4月~6月)

(2) 考査・テスト等

<7~9年 定期考査>

1学期 中間・期末考査、2学期 中間・期末考査、3学期 学年末考査

<7・8年 整理テスト>

8月(夏休み明け)

<9年 実力テスト>

6月・8月・11月・1月

<7・8年 大阪府教育委員会チャレンジテスト> 2025年1月9日(木)

<9年 全国学力・学習状況調査> 4月18日(木)

<9年 大阪府教育委員会チャレンジテスト> 9月3日(火)

(3) 行事予定(2024年度予定)

宿泊行事や体育的行事、文化的行事や、人権総合学習の取り組みを進めるためのフィールドワークなどを行っています。

2023年度、体育大会は平日開催に、文化発表会は後期生は展示のみの参加となっています。以下2024年度の予定です。詳しくは4月に配布いたします年間行事日程を確認いただきますようお願いします。

7年自然学舎(6/11~13 決定)、9年修学旅行(5/19~21 決定)

体育大会(未定、2023年度は9/29(金))、文化発表会(未定、2023年度は11/18(土))

8年職場体験学習(10月下旬)、9年命の学習(2学期下旬)

☆ 課外クラブ

◆ 運動クラブ

【男女】野球部・サッカー部・剣道部・卓球部

【女子】ソフトテニス部・バドミントン部・バスケットボール部

◆ 文化クラブ

【男女】吹奏楽部 PCアート部

◆ 特別クラブ

【男女】HOWPの会(ボランティア活動部・兼部可)

☆ 給食

7・8年生は年間150回、9年生は130回(予定)です。パン販売もありますが、給食のない日にはご家庭からお弁当の持参をお願いしています。

3. 始業式について

☆入学式と1学期始業式について

新7年生の入学式は行いません。ただし、7年生はセカンドステージの最高学年として1年生の入学式に参列し、新1年生を迎えます。始業式は4/8、この日から新しいクラスメイト、新しい担任とのスタートです。

特認生、転入生は始業式からの登校となります。

<入学式>

(1) 日時

令和6(2024)年4月5日(金) 9時30分開式

※ 集合時間、持ち物など詳細は後日連絡します

<始業式>

(1) 日程

令和6(2024)年4月8日(月)

(2) 時程

8:00	クラス発表	8:30	クラス発表
8:30~9:20	始業式・着任式	9:15	教室集合
9:30~10:20	学級活動	9:30~10:00	始業式・着任式
		10:15~11:15	学級活動

※ 時間については予定

※ 特認生、転入生は始業式から新しいクラスに加わります

8:55

~~8:15~~までに校務センターに来てください

12日(金)

※ 給食は4月~~11日(木)~~から実施予定です。正式には4月8日配布の学校だ

より等でお知らせします

4. 学校生活の約束

登下校

- 7時30分以降に登校して下さい。8時30分には教室で出欠の確認をします。
※8時25分には正門を通過し、8時30分には、教室で着席しておきます。8時30分以後の登校は遅刻となります。なお、教室の鍵は7時40分以降に受け渡します。
- 欠席・遅刻の場合は、保護者に連絡してもらいます。(8時～8時15分)
- 原則として、徒歩通学ですが、伏尾台以外にお住まいの場合は、届出によりスクールバス通学、自転車通学も可能です。
※伏尾台と伏尾町を除いた町の生徒については、自転車通学(自転車通学届が必要)や、細河地域全域の生徒にスクールバス通学(スクールバス利用届が必要)を、届出により許可しています。
- 通学路については、保護者と安全などについて話し合い、確認して下さい。
- 放課後の最終下校時刻は5時30分です。長期休業中と10月中旬～2月末日までは、5時が最終下校時刻となります。

持ち物

- 教科やクラブ活動などの学校生活に、不必要な物は持ってきません。

服装

ほそごう学園では、5年から標準服、7年生から制服があります。学園の生徒は、さまざまな生い立ちや生活環境の中で育っていますが、学校内では、みんな同じ環境で教育を受ける権利があります。制服は、みんなが同じ教育を受けることができる一つの証です。

① 制服

- ・男女とも学校指定のジャケットとズボン、スカートを着用します。ジャケットの下には白のカッターシャツを着用しますが、白のポロシャツを着てもかまいません。儀式的行事(始業式など)の際には男女ともネクタイ、リボンを着用します。

② 防寒着・合服について

- ・防寒着は、冬服着用時、登下校の際に着用しても構いません。常識の範囲で学校にふさわしく華美にならないものを着てください。登校後、校内では着用しません。
- ・合服として、カーディガンやセーター、ベストなどを、カッターシャツやポロシャツの上に着用しても構いません。色は、黒・紺・白・ベージュ、及びその中間色を可とします。

③ 通学靴

- ・体育時にグラウンドなどで運動するのに適している靴(くるぶしの見えるもの)を履きます。

④ 上靴及び体育館シューズ

- ・体育館シューズは学校指定品を使います(色指定はありません)。
- ・上靴は量販店などの購入でも可能ですが、R6年度入学の7年生は緑色です。かかとか甲の部分に必ず名前を書いてください。※靴などの買い替えは、取扱店で直接購入してください。

⑤ 通学靴

- ・通学時に不便にならず、学校生活に適するものを使います。

⑥ 頭髪

- ・中学生らしい清潔感を保って下さい。
- ・毛染め、脱色、パーマはしません。

校内生活

- 忘れ物をした時は、原則として家に取りに帰りません。
- 廊下、階段、玄関、正門付近ではクラブ活動や遊びはしません。
- ベランダには、出ません。
- 休み時間、放課後は金属バットや木製バットは使えません。
- ボール遊びは下靴に履き替えて、グラウンドでします。
- 安全上の観点から中段はクラブ活動以外では使いません。
- 中庭は前期(1~4年)が優先で遊びます。
- 雨でグラウンドのコンディションが悪い時は、グラウンドへ出ません。

授業の約束

- 積極的に発言し、わからないことは友だちや先生に聞きましょう。
- 忘れ物をしません。
- チャイム着席をしましょう。
- 机に授業に必要なものを準備しておきましょう。
- 教室の環境美化に心がけましょう。
- 授業の最初と最後にはあいさつをしましょう。



☆I 携帯電話、スマートフォン、情報端末等の学校持込について

昨今、中学生のスマートフォンや携帯電話使用による、様々な問題が発生しています。これらの現状を踏まえ、学校への携帯端末の持ち込みは、池田市の方針に従い、原則禁止とします。なお登下校時の連絡など、やむを得ずお子さんに携帯電話等を持たせる必要がある場合には保護者の責任の下、ルールに基づいて持込を許可しています。

つきましては、携帯端末の学校への持込を希望される場合は、別紙、「携帯電話持ち込みの同意申請書」に必要事項を記入の上、担任まで提出していただきますようお願い申し上げます。なお、携帯端末の保管は、学校が細心の注意をもって行いますが、破損を始め、付随する様々なトラブルにつきましては責任を負いかねる場合もあります。

携帯電話の持ち込みを希望されるご家庭は、1学期始業式の日以降に担任に申し出てください。

<様式例>

保護者のみなさまへ

令和 3 年 3 月
池田市立ほそごう学園
校長 西 留 清 信

携帯電話の持ち込みに関する同意申請書の提出について (中学校・義務教育学校後期課程)

日頃、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜っております。この度、大阪府教育庁が策定しました「中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を示されたことに伴い、池田市立中学校長会・池田市立学校園 PTA 協議会、池田市教育委員会が携帯電話の取扱いについて方針を定めました。携帯電話の学校持込につきましては、引き続き原則禁止といたします。登下校時やむを得ずお子さんに携帯電話を持たせる場合は、家庭内で「携帯電話の持ち込みについて」を確認した上で、下記のとおり学校での約束を守っていただきますようお願いいたします。なお、細心の注意はしますが、携帯電話を預かる際の破損等については、責任を負いかねますことをご了承いただいた上で、右側の同意申請書を学級担任にご提出ください。

記

- 登下校中、緊急時以外に携帯電話の操作をしません。
- 校内で携帯電話の電源を切り、使用しません。
- 校内に持ち込んだ携帯電話は学校に預けます。
- 上記の約束が守れない場合は、学校と協力して、保護者が責任をもって指導します。

池田市立ほそごう学園校長 様

令和 年 月 日

携帯電話の持ち込みに関する同意申請書 (中学校・義務教育学校後期課程)

家庭の事情により、登下校時は携帯電話を持たせるため、同意申請書を下記のとおり提出いたします。また、携帯電話の持ち込みに関する学校の約束を遵守するとともに、家庭においても適切な使用方法について責任をもって指導いたします。

記

- (1) 持ち込み期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- (2) 持ち込み理由
- (3) 持ち込みに関する約束事項

- 登下校中、緊急時以外に携帯電話の操作をしません。
- 校内で携帯電話の電源を切り、使用しません。
- 校内に持ち込んだ携帯電話は学校に預けます。
- 上記の約束が守れない場合は、学校と協力して、保護者が責任をもって指導します。

年 組 番

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

☆2 池田市タブレット端末 iPad について

1人1台、学習用タブレット端末(池田市タブレット端末 iPad)が池田市より貸与されます。授業での学習用として活用を始め、家庭学習や、災害等の臨時休校時の学習保障などに活用範囲を広げていく予定です。取り扱いについては、『池田市統一のルール』のもと進めます。下の4点について、ご確認ください。

- ① 学校から配布されるタブレット端末は貸与です。3年間使用し、卒業時には返却の上、次の学年に送ります。また、転出時も返却いただきます。大切に扱うようご家庭でもご配慮ください。タブレット使用開始の際には、趣旨をご理解の上、各校にて配布いたします『池田市タブレット端末 iPad の取り扱いに関する確認書』のご提出をお願いいたします。
- ② タブレット端末を故意に破壊するような行為につきましては、教育委員会と協議の上、弁償していただくこともございます。あくまでも貸与品ですので、大切に使用してください。
- ③ 学校から配布される「池田市タブレット端末 iPad 活用のルール」を、お子様と一緒にお読みいただき、安心・安全・快適に使用できるよう、ご協力をお願いいたします。
- ④ 今後、家庭学習での活用にあたり、家庭のWi-Fi環境、タブレットの使用時間、使用内容等、心配な点がございましたら、学校または池田市教育センター(751-4971)までご相談ください。

後期課程用

『池田市タブレット端末 iPad 活用のルール(学校編)』について

池田市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにいくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立つための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、池田市教育委員会は『池田市タブレット端末 iPad 活用のルール』を定めました。ルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

・学校で貸し出すタブレットは、学習活動で使うことが目的です。学習活動に関わることに使用しましょう。

2 使用する場面

・先生が指示した学習活動において使用します。
・休み時間に使用できるのは、先生が教室にいて、タブレットの使用を認めた時だけです。

3 使い方

・学校では先生の指示を聞いて使用します。
・劇失、盗難、落下、水没等、十分に気をつけます。
・持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
・タブレットの画面は指で触れる、または専用ペンを使うようにします。
→ 鉛筆やペンで触れたり、落書きをしたり、磁石を近づけたりなどは絶対にしません。
・タブレットは借り物です。
→ 本体や充電ケーブルにシールを貼ったり、絵をかいたりしてはいけません。

4 保管

・学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
・持ち歩くときは自らの責任のもとで管理し、どこかに置いておかないように気をつけます。

5 健康のために

・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
・30分に一度は遠くの景色を見るなど、画面から目を離し、時々目を休めます。

6 安全な使い方

・学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしません。接続記録が残りますので注意してください。

・インターネットには制限がかけられていますが、もしも怪しいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせます。

7 個人情報等

・自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
・個人に与えられたアカウント情報は他人に教えることなく、大切に管理します。
・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に絶対にあげません。
・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

8 カメラでの撮影

・先生が許可した時以外、カメラは使いません。
・カメラで誰かを撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときは勝手に撮らず、必ず相手の許可をもらいます。

9 データの保存

・学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

10 設定の変更

・先生や修理する人が使いにくくなるので、ホーム画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定は変えません。
・先生の指示がない限り、今入っているもの以外のアプリを入れません。また、今入っているアプリを削除しません。

11 不具合や故障

・学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動しても元にもとらないときは、すぐに先生に知らせます。
・故障や劇失時には、すぐに先生に知らせます。

12 タブレットの返却

・転出や卒業時、タブレット端末は学校へ返却しますので、タブレット本体、充電器等に名前を書いたり印をつけたりしません。

13 使用の制限

・『池田市タブレット端末 iPad 活用のルール』が守れないときは、タブレットを渡すことができません。
・故意に破壊された場合には、修理費用を弁償してもらうことがあります。

☆3 制服・体操服・上靴・体育館シューズの購入について

<販売するもの>

① 制服(7年~9年)

男子・・・ジャケット ズボン

女子・・・ジャケット スカート ズボン ※スカート・ズボンは両方購入可

	男子	女子
ジャケット	20,410	19,970
スカート・ズボン	11,000	11,880 スカート 11,000 ズボン
ネクタイ・リボン	1,920	1,700
合計	33,330	33,550 スカート 32,670 ズボン

※ リボン、ネクタイについては、ほそジェネ(生徒会)の活動により男女区別なくどちらの着用も認めています。また、男女差のあるブレザーの形等についても見直しを検討しているところです。女子はどちらの形のブレザーも着用可能としました。

② 体操服(7年~9年)

③ 半袖体操服・ハーフパンツ・ジャージ上下 ※長袖体操服は希望者のみ

	SS/S/M	L/LL/3L	個人ネーム
半袖体操服	2,500	2,700	刺繍入り
長袖体操服	2,800	2,950	刺繍入り
ハーフパンツ	2,550	2,750	なし
ジャージ上	3,900	4,100	刺繍入り
ジャージ下	3,250	3,450	なし

④ シューズ

上靴 (R6 入学色 → 緑 青 赤)	1,300
体育館シューズ	2,600

R6年入学色は赤色としていますが、何色でも大丈夫です。他の量販店での購入もかまいません

(2) 引渡し日程

令和6年3月27日(水) 10時~12時 ほそごう学園

上記の設定日に都合がつかない方は、直接、取り扱い店に連絡をしてください。

《制服・上靴・体育館シューズ》

北田呉服洋品店 池田市栄町10番10号

TEL 072-753-0123 FAX 072-751-2047

《体操服》

日本ユニフォーム(宝塚店) 宝塚市伊子志3丁目14-29

TEL 0797-73-2100 FAX 0797-73-7650

5. 通学について

原則として徒歩通学です。ただし、細河地域の生徒については、バス通学（ほそごう学園スクールバス）・自転車通学（伏尾町を除く）を届出により許可しています。阪急バスの利用もできます。また特認生は阪急バスまたは保護者の送迎等での通学をお願いしています。

☆スクールバス

スクールバスの利用希望者は、「通学バス利用届」を提出してください。ただし、普段は徒歩または自転車通学をしていて、時に通学バスを利用することも可能です。1回でも利用する可能性がある生徒は、必ず届を提出してください。

(1) 登校時

登校については、後期課程専用バスを利用し、指定されたバス停、時間に乗車してください。7年～9年は、伏尾町の生徒は久安寺バス停、伏尾町以外の生徒は細河小学校跡地か吉田駐輪場から乗車してください。細河小学校跡地には駐輪できません。そこから乗車する生徒は徒歩となります。吉田駐輪場から乗車する生徒は、徒歩・自転車いずれも可能です。なお、雨天時、自転車に乗れない日に細河小学校跡地からのバス乗車も可能です。

自転車利用を希望する生徒は、「自転車通学届」を提出し許可を得る必要があります。

(2) 下校時

下校時は、学校と久安寺・吉田駐輪場・中川原を行き来する後期課程専用バスに乗車してください。ただし、下校時に限っては、座席に余裕がある場合は、前期課程専用バスに乗車することもできます（ただし、この便は、吉田駐輪場には止まりません）。

※ 入学式以降のスクールバスの詳しい運行時刻表は、後日お知らせします。

☆ 自転車通学

(1) 自転車通学のできる生徒

- ・7年生以上で伏尾台・伏尾町在住生徒を除く、東山・中川原・古江・吉田・木部各町に在住の希望生徒が対象です。
- ・在校生で継続している人でも、自転車が変わった場合は、再申請が必要です。

(2) 自転車通学のルール

- ・自転車通学は、学校の自転車通学ルールに従い安全に留意して通学路を通ります。今年よりヘルメットの着用が努力義務となります。自転車に乗る際にはヘルメットを着用してください。
- ・「自転車通学届」を学園長に提出し、自転車通学が許可されます。
- ・池田市在住の中学生は市の施策により全員自転車保険に加入しています。後日配布の証書の内容を確認してください。
- ・新たに自転車通学を申請する生徒は、自転車通学交通安全教室を受講します。

(3) 駐輪場

自転車通学生徒の駐輪場は、次の2ヶ所です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・第1駐輪場（新吉田橋上手の駐輪場）・吉田駐輪場（吉田橋から国道を挟んで東南側の駐輪場） |
|---|

第1駐輪場に駐輪した生徒は、そこから徒歩で登校します。吉田駐輪場に駐輪した生徒は、スクールバスを使って登校します。

(4) 申請手続きの流れ

- ◎ ほそごう学園前期課程に在籍する児童は、3学期中（3月上旬）に、自転車通学届およびスクールバス利用届を配布します。修了式までの決められた期日までに提出し、手続きを行ってください。特に、自転車利用、後期課程専用スクールバスは乗車するバス停も変更になるので、どの経路で通学するか、あらかじめご家庭でも確認ください。
- ◎ 自転車、スクールバスともに、入学式準備の日や、入学式の参列、始業式の日から利用可能です。通学に利用する自転車については、吉田駐車で、自転車の安全点検と、学校の登録番号を記したラベルを自転車に貼付します。自転車点検の時間の詳細は後日連絡します。

< 例 >

令和 () 年度

No _____

自 転 車 通 学 届

ほそごう学園長 様

1. 交通法規やマナー、ルールを守り、安全運転に心がけます。
2. 通学路は、道路状況や安全面なども含めお家の人とよく相談して決めます。
3. 自転車は、駐輪場に正しく置き、各自しっかりと施錠し管理します。
※鍵は、盗難予防のため2個以上付けるようにします。
4. 盗難などの被害にあったときは、すぐに警察に届け、その後学校へ連絡します。

上記のことを守り、自転車通学をしますので届けます。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 年 _____ 組 _____ 番 生徒名

_____ 保護者名 _____ 印

防犯登録番号： (_____ ・ _____) _____ 号

車体登録番号： _____

令和 () 年度

No _____

ス ク ー ル バ ス 利 用 届

ほそごう学園長 様

(細河小学校跡地・吉田駐輪場・久安寺バス停) からスクールバスを利用します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 年 _____ 組 _____ 番 生徒名

_____ 保護者名 _____ 印

6. 「自学自習力の育成」に力を入れています

後期課程では「朝のOSP」と「IDD(個別学習支援)」で自学自習力をつけるサポートをしています。OSPもIDDも希望制ですが、ご家庭でもお声かけをお願いします。

☆「朝のOSP学習会」開催中!

火、水、木の朝7:35~8:15まで、ランチルームで学習会をしています。時間内ならどの時間に来てもOKです。地域の方や先生にわからないところは質問できます。

教材は個々の希望やレベルに合わせて学習できるよう、5教科の基礎から入試レベルの問題まで、準備しています。クラブで疲れて夜は寝てしまう…という声も聞きます。朝の少しの時間でも、積み重なればしっかりと学習できますし、学習習慣を身につける!という意味でも、たくさんの参加を待っています。

☆「IDD(個別学習支援)」も活用ください!

「I…いつでも、D…どこでも、D…どこからでも」の頭文字をとって「IDD」と命名しました。「8年だけど、実は7年の英語の学習内容がわかっていないかも…。」「7年だけど、分数の計算がでてくるとつまずいてしまいます…」など、誰にでも理解が不十分だったり、わからないところや苦手なところがあったりします。IDDはわからないところから、それぞれが自分のペースで学びなおしができるシステムです。

算数は小学校1年生の計算問題から、小6まで用意しています。英語は中1~中3の学習内容がスモールステップで復習できるよう、教材をそろえています。



☆ OSPとは

OSPとは Our School Project の頭文字をとった名称で、2008年に卒業生の有志が中心になって結成された学校支援組織です。

ほそごう学園を私たちのまちの学校として支えていこうという組織で、生徒のみなさんの学習支援、クラブ活動支援、環境整備支援などを行うことを目的として結成されました。現在も卒業生やその保護者の方、学校運営協議員をしていただいている方や、地域でボランティアをされている方など、多くのみなさんに学校に関わっていただいています。

あなたも OSP のメンバーとして、ほそごう学園に力を貸してあげませんか!!

7.7年生諸経費納入について

*ご不明な点は事務までお問い合わせ下さい。担当(宇津野・山本・中井)

1) 諸経費の内容(参考令和5年度納入額)

- ・学年積立金(月額4,000円×10回)宿泊行事費
 - ・学習教材費(月額1,400円×10回)各教科教材費(1月に過不足調整)
 - ・学校徴収金(月額580円×10回)学級費・生徒会費・実習費・印刷費等
 - ・PTA会費(月額400円×10回)ほそごう学園に兄弟姉妹在学の場合下の学年で納入
- ※給食費はR4年度7月から無償になっています。R6年度は未定ですが、無償でなければ一食300円程度の負担となります

2) 諸経費の納入方法

- ・納入方法・・・預金口座からの振替により納入
 - ・金融機関・・・池田泉州銀行
- 本校の取引銀行は池田泉州銀行・池田駅前支店です。その他の支店も利用可能です。ただし池田駅前支店と池田営業部口座以外の返金には手数料が発生しますのでご了承ください。
- ・振替日・・・毎月10日、土日祝の場合は翌営業日。再振替25日です。振替不能の場合は、現金で学校に納入してください(別途お知らせします)
- ※必ず10日までにご入金の確認をお願いします
- ・振替月・・・5月～2月
- ※初回のみ5月20日頃に4・5月の2ヵ月分振り替えます
- ※2月は給食費のみ振替となりますので、無償化されれば1月までの振替となります
- ・振替金額・・・給食費等も含め4月に学年よりお知らせします

3) 預金口座振替依頼書

- ・提出対象者
 - ① 特認生(校区外等からの入学の場合)
 - ② 転入生
 - ③ 在學生で、口座を変更する場合
- ※①②の場合、3月27日(水)の体操服等販売日にご持参下さい。
- ※③の場合、速やかに学校に提出して下さい。
- ※ほそごう学園6年在學生の提出は不要です。

4) 就学援助制度

池田市では、経済的な理由で小中学校の諸費用の納付が困難な世帯に、費用の一部を援助しています。受給を希望される保護者の方は、学校までご相談ください。

5) 通学定期券や学生割引乗車券(学割)の申請について

阪急バスの通学定期券や学割が必要な場合は、担任を通じて事務室に相談してください。必要な申請用紙をお渡します。ご不明な点がございましたら事務室までご相談ください。

国語

①新聞やニュースなどから積極的に情報を得る

読書するためには環境作りが必要です。本を読む環境づくりは、家族の協力が必要です。ご家庭でも時間を決めて（10分～30分）、テレビを消して本を読むことに集中しましょう。そうすることによって、読書する楽しさも味わえるようになってくるでしょう。また、本だけでなく、新聞を読むことも読解力をつける方法の一つです。説明文の読解には、特に効果があるでしょう。

②漢字・語句を書いて覚える

覚える数や時間を決めて行います。内容は、小学校の漢字の復習(特に3～6年生)、授業の始めの5分間学習で行っている漢字練習(10分～15分)、中学校で習う新出漢字の練習、中学校で覚えるように指示される慣用句、ことわざ、四字熟語などを、ノートに書いたり、調べたりして繰り返し練習することが大切です。

③学校で使っている問題集をする

授業で学習している文章を、もう1度読みながら問題を解きましょう。授業の内容の理解に役立ちます。

★こんなことに気をつけよう！

1日に多くの時間、多くの問題をして、効果はありません。

継続し、集中して行うことが何より大切です。30分は気を散らさずに行いましょう。

★こんなときには？

①について、どんな本を読んでいいのかわからないときには、学校図書館の司書の先生に相談してみましょう。池田市立図書館にも中学生向きの本がたくさんあります。

ご家庭で理解いただきたいこと

国語の基本的な力とは、読む力・書く力・聞く力・話す力です。

書く力・聞く力・話す力に関しては、学校の授業の中で力をつけていくことが可能なのですが、読む力に関しては、幼いころよりの家庭での読書環境に関係があるため、個人差が大きく、授業だけで埋めることは困難です。ところが、高校入試に最も必要となってくる力が、読む力を基本とした読解力なのです。入試における読解力とは、文章（初見の長文であることが多い）を短時間で読み取り、設問に正確に答える力のことで、試験の配点の大部分をしめています。読解力をつけるためにもぜひ、3年になってからあわてることのないよう、今のうちから家庭学習として、読書などで、活字に親しんでほしいと思います。

しかし、生徒のみなさんの中には、漢字が読めない、意味がわからないので、本を読むことがおもしろくないという、読書への抵抗感も存在します。ですから読書をするためには漢字力・語彙力をつける必要があります。そのためにも、漢字や語句の家庭学習が必須です。さまざまな文章にふれることにより、さらに漢字力、語彙力も高まってきます。このような好循環の繰り返しによって、自然と読解力がついてきて、国語だけではなく、他教科の学力にも影響を与えられています。

社会

①新聞やニュースなどから積極的に情報を得る

テレビのニュース番組を毎日1つ欠がさず見れば、かなりの情報が蓄積されます。そのとき、横に地図帳などがあれば さらに詳しい知識が得られます。

②その日に習った範囲の教科書をしっかりと読む

③宿題が出ているときは、必ずしておく

④自分なりの方法で授業内容を整理する

たとえ10分～20分の短い時間であっても、やらされるのではなく、自ら取り組むことで自信にもつながります。まとめノート・用語の単語帳・年表など自分で工夫してみてください。

★こんなことに気をつけよう！

地理では、①地名②その地図上の位置③自然や産業などの特徴の3つを、関連づけて覚えることが大切です。歴史では、①いつ②どこで③だれが④何をしたかを、結びつけて覚えることが大切です。また、地理にも歴史にも共通して言えることは、なぜそのような現象が見られるのか、なぜそのような事件が起こったのか、常に問いながら学習をすすめていくことが、大切だということです。

★こんなときには？

家で勉強していてわからないことが出てきたときは、次の日に、まず班やクラスの友達に聞いてみましょう。それでも答えが出ないときは、遠慮なく先生に質問して下さい。

ご家庭で理解いただきたいこと

社会科の学習の目的は、広い視野に立って社会に対する関心をもち、いろいろな角度からものが考えられるようになることです。そのためには、いろいろな知識が必要です。家庭では、社会で起こっているさまざまなできごとや情報を意欲的に見聞きしたり、基本的な用語の意味を知る努力をしましょう。

また、社会科は、地理・歴史とも用語、地名、人名、年代など、覚える内容が他の教科に比べて極めて多いのが特徴です。教科書や授業で使っている問題集、白地図などをくり返し読んだり、解いたり、作業したりすることで内容を定着させることができます。

家庭学習の手引き

数学

①その日の授業の内容確認

②わかるところ・わかっていないところを、はっきりさせる

③練習問題をする

授業の内容が、よく分かっているときは、①～③は15分ぐらいで終わります。分からないところを見つけることも、立派な勉強です。長くても30分で充分でしょう。難しいときもあると思いますが、そのときは、時間をかけて復習しましょう。どうしても分からないところが残ったら、そのままにせず、お家の人や先生・友達に質問するなどして、きちんと分かるようにしましょう。

④宿題が出ているときは、必ずしておく

★こんなことに気をつけよう！

数学は、テスト前だけ集中してやっても、あまり効果はありません。短い時間でも毎日やることこそが、最も効果的な勉強法です。内容を間違えて理解していることもあるので、練習問題をするときには、問題を解きっぱなしにしないで、答え合わせ、間違いなおしをして確認するようにしましょう。

★こんなときには？

小学校での内容が十分身につけていないと思う人は、そこから取り組んでください。どうしても分からなければ、先生に、何からはじめればいいのかを相談して下さい。授業が適切な区切りまで進んだときや、数学をもっと得意にしたい、苦手な分野をなくしたいと考える人は、毎日の授業と関係なく、計算練習か応用問題にまとまった時間をとることも必要です。

ご家庭で理解いただきたいこと

数学は1回の授業で覚えることが必要な、新しいことや大事なことはわずかです。それらを使えることが大切です。家では、大事なことをわかっているか確認（復習）し、練習問題に力を入れましょう。1日あたり、何時間もかける必要はありません。授業で使ったプリント・ノート・教科書を見直し、問題を解くことで内容をしっかり定着させることができます。

①家庭学習用のノートを作しましょう

授業内容の節目ごとに復習することを、おすすめします。1年生では、「1 植物のくらしとなかま」という内容から学習します。教科書の目次を見てください。

1 植物のくらしとなかま の下に、

1. なかまをふやすしくみ

2. 水や栄養分を運ぶしくみ というように、内容の小さな区切りがあります。その小さな区切りごとに授業を振り返り、復習するのです。復習する場合は必ず、教科書・授業ノート、問題集などとともに、家庭学習用のノートを作しましょう。

②声を出して教科書を読みましよう

まずは、声を出して教科書を読みましよう。内容の確認はもちろんなのですが、音読することで脳が活性化し、集中力が増すという効果もあります。そして、授業ノートを参考にしながら、自分なりにまとめていきましょう。

★こんなことに気をつけよう！

家庭学習ノートを作る時、教科書の図やグラフにも注意してください。慣れないうちは教科書を写したり・ノートを写したりするだけになるかもしれませんが、慣れてくれば自分のノートを作ることができるようになります。こういった習慣がつけば、しめたものです。家庭学習用のノートも授業ノートを提出するときに一緒に提出してくれれば、観点別の「理科に関する意欲・関心・態度」の評価に日常点としてプラスしていきます。また、授業ノートや家庭学習用ノートは、3年になったときに、必ず役に立つときが来ます。

★こんなときには？

最後にどの教科でも、そして、高校や大学へ行っても言えることですが、先生はその道の専門家です。ですから先生にいろいろなことを聞くことも、さらに深く学習を進める上でのポイントです。その道の専門家の力を大いに利用し、常に学び続ける姿勢を持ち続けてください。

ご家庭で理解いただきたいこと

理科は、自然の不思議なできごとの仕組みを学ぶ学問です。「水はなぜ蒸発するのだろうか？」「桜は、なぜ春になると咲くのだろうか？」「地球の中心には何があるのだろうか？」等、そんな好奇心がスタートです。しかし、いざ家で勉強しようと思っても、授業の内容が全く頭に残っていなかったり、節目の復習といっても、どこを学習しているのかすらわからなければ、家庭学習のしようがありません。クラスのなかまや班のなかま、そして先生と協働で授業を作っていくという姿勢も絶対に欠かせません。学校では協働で学びを進めていきます。まず、授業に積極的に参加する、授業で自然現象や法則に興味を持ち、家庭でひとりで振り返り、さらに深める。こうしたサイクルが家庭学習の基本になります。

家庭学習の手引き

英語

①教科書は、声を出して読もう

音読は無意味なようですが、英語学習を進める上では、とても大切なことです。

②単語を覚えよう

暗記は英語を学習する上で、大事な要素になってきます。単語は、ただながめているだけでは、全く覚えられません。発音を口に出し、耳から聞く。手を動かして書いたものを、目で見ると。口、耳、手、目のすべて使って覚えてみてください。①と②の学習は、15分ぐらいで終わります。長くても30分で充分です。余裕があるときは、プラスして問題集や参考書を開いてみてください。

でも無理して頑張りすぎないで下さい。15分を毎日続けることが、一週間に一回だけ長時間するより、効果があると思います。

③学校で使っている問題集をする

授業で学習している文章を、もう1度読みながら問題を解きましょう。授業の内容の理解に役立ちます。

★こんなことに気をつけよう！

英語は、これを覚えたら成績が上がるとか、これをやったら急に力がつく、といったものではありません。テスト前だけ必死にやっても限界があるということです。基本は続けることです。だから、効果が出るまで時間がかかるので、結果が出なかったら、やめてしまいがちですが我慢してコツコツ努力していたら、いつの日か、急に成績が上がっているのに気づくことが少なくありません。長い期間を視野に入れて、学習にまじめに取り組んで下さい。

★こんなときには？

毎日努力しているのに、思うように成績が伸びていかない。また、分からない文法項目がある。発音が分からない。など、困ったことがある場合は、遠慮しないで先生に質問しにきて下さい。自分が気が付かないところで、思わぬ勘違いをしていることが分かったり、ちょっとした先生のアドバイスで、今まで引っかかっていたところがスッと理解できたりすることもあります。また、自分の勉強方法についても先生に相談してみましよう。友だちの勉強方法を聞くのも良いと思います。勉強は、自分でするものですが、いろんな人の意見を参考にして、がんばって下さい。

ご家庭で理解いただきたいこと

「継続は力なり！」どの教科の学習にもいえるですが、英語も同じです。毎日コツコツと地道な努力が実を結ぶこととなります。これだけをしたら急に英語力がつくという特効薬はありません。

すぐには効果がでないからついつい投げてしまいがちですが、毎日少しずつ構いませんから英語に触れることを心がけてください。

また、英語の勉強というものだけでなく、洋楽をきいたり洋画を字幕でみたり、というもの有効だと思えます。

ネットの危険からお子様を守るために 今、保護者ができること

1 青少年を取り巻く インターネットトラブルとは？



事例 1 スマートフォンの使いすぎで、 生活リズムが乱れたままだ。

スマートフォンでできることは、子供にとって魅力的。でもスマートフォンが気になるあまり、日常生活に支障が出てしまうことも少なくありません。



事例 2 何気ない言葉で、 思わぬトラブルに発展!?

瞬時にやりとりする文字だけの会話では、気持ちが通じず仲間はずれになるなど、大人の目が届きにくいところでトラブルに発展しがちです。



事例 3 ネットに流れた情報は回収が困難!

自撮り画像や、安易な気持ちで送った悪ふざけ画像。ネットに一度でも流れると、すべてを回収・削除することは事実上、不可能です。



※だまされたり脅されたりして、子供が自分の裸を撮影させられた上、SNS等で送信させられる被害が増えています。

事例 4 ネットだけでは 相手の本当の姿はわかりません。

ネットで知り合った人を簡単に信用し、実際に会う約束をして、取り返しのつかない事件や犯罪に巻き込まれてしまった子供もいます。



事例 5 保護者に内緒で課金、物を売買!?

ゲームで高額な課金、オンラインショッピングサイトでの詐欺被害など、お金に係わるトラブルも起きています。人気のフリマアプリでも、保護者の物を勝手に売る、買い手に個人情報悪用される等の問題が生じています。



このようなトラブルや
犯罪被害を防止するには?
▶▶▶ くわしくは次ページへ!

2 家庭のルールを 考えましょう

インターネットを安全かつ適切に利用するためには、お子様の年齢や力量に合わせた手助けが必要です。そこで、お子様の能力・発達および日常生活に見合ったインターネットの使い方を、ご家庭で考えてみましょう。

重要なのは、お子様が納得できるルールを決めること。また、ルールを守れなかった時のための対応も話し合っておきましょう。

STEP 1 初めての インターネット期

サイトや動画の閲覧のみ許可し、SNS等は禁止



利用時間を家庭で決める

生活のルールやリズムを守ることを前提に、利用時間をご家庭で話し合ってお決め、インターネットを見て楽しめます。この段階では閲覧のみに制限しましょう。

各段階でのルール例

ルールはステップアップのタイミングで達成・確認・調整・追加などを話し合みましょう。

- ゲームとネットを合わせて、使っているのは1日____分までです。
- 保護者にことわって、近くで使います。食事中や車の中では使いません。
- 夜____時以降は使いません。リビングで充電します。

STEP 2 インターネット レベルアップ期

家族間に関して、メールの利用を認める



家族限定でコミュニケーション

利用時間のルールを守れ、使い方にも慣れたら、家族間でメールをやりとりしてみましょう。文章の書き方など、上手な気持ちの伝え方をアドバイスしましょう。

- 家の中ではリビングで使います。
- 話しかけられたら手を止め対応します。
- 決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしません。
- 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談します。
- 公共の場で利用する時は、ルールやマナーを守ります。

STEP 3 SNS デビュー期

顔を知っている友人や知人に限定してメールやSNSの利用を認める



友人知人とのやりとりもチェックを

メールの利用に慣れたら、仲の良い友人や知人に限り、SNSやメールを許可します。家庭内のコミュニケーションを保ち、ときどきやり取りの様子を見せてもらいましょう。



- 自分や友だちの個人情報(名前・住所・学校名など)、写真はネットに公開しません。
- メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにします。
- 自分が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送れません。
- 目的をもって利用します。目的を終えたらスマホから手を放します。

STEP 4 SNS レベルアップ期

ネットを介して知り合う人とのコミュニケーションを認める



自由に楽しませつつも見守りを

家庭のルールや社会規範に加え、ネットの特性を理解できる段階になれば、広く活用を許可しましょう。ただし、急激な行為や、犯罪に巻き込まれることを防ぐため、使い方を把握し、必要な注意やアドバイスをしてあげることが大切です。

- ネットやSNSで知り合った人とは直接会いません。
- ネットで買い物やお金のやり取りをする時は、保護者の許可を得ます。
- ネット上に公開する内容は、送信前にしっかり見直します。
- 他人にIDやパスワードは絶対に教えません。
- 毎月の通信費(料)をチェックし、計画性をもって利用します。

3 フィルタリングを上手に活用しましょう

フィルタリングについて、法律が改正されました。

青少年インターネット環境整備法が平成29年6月に改正され、携帯電話会社(格安スマートフォン会社(MVNO)も含む)と契約代理店に対し、新規の携帯電話回線の契約時および機種変更・名称変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に次のような義務が新たに設けられました。

新規契約または機種変更等する場合

保護者の皆様は、使用者が18歳未満の場合、その旨を申し出て、フィルタリングを利用しましょう。



店側の義務

① 青少年確認

契約締結者、携帯電話端末の使用者(締結者が成人の場合)が18歳未満が確認します。

② フィルタリング説明

・青少年有害情報を閲覧する恐れ
・フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に対し説明します。

③ フィルタリングソフトウェアやOSの設定

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにします。



保護者の役割

① 18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。

② フィルタリングの説明を受けましょう。

③ フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。

フィルタリングは、有害情報やろっがりアクセスによるトラブルからお子様を守ります。



既にお子様スマートフォンを利用している場合

フィルタリングは名称が統一され、わかりやすく、簡単で便利に！すぐに活用してみましょう。

平成29年3月より、NTTdocomo、au(KDDI)、SoftBankのフィルタリング名称が「あんしんフィルター」に統一されました。

「あんしんフィルター」はお子様の年齢や使い方、判断力に応じて、4段階の中からフィルタリングレベルを選ぶだけ。レベルの変更や、利用したいサイト・アプリごとの許可(追加)、ON/OFFの切り替えも簡単にできます。

携帯電話会社が提供するフィルタリングサービス

OS	Android		iOS (iPhone/iPad)	
利用目的	Web閲覧	アプリ	Web閲覧	アプリ
機能制限方法	NTT docomo/au(KDDI)/SoftBank ロゴマーク あんしんフィルター for (企業名・ブランド名)			端末の機能制限

*具体的な設定方法は、各通信会社のホームページや契約代理店窓口でお確かめ下さい。

※リンク 安心ネットづくり促進協議会 <http://www.good-net.jp/>

格安スマートフォン(MVNO)の注意点

事業者ごとにフィルタリングのサービス内容や費用が異なります。

各社のサービス内容を確認し、適切な対応を！

*MVNO 他社の設備を借りて音声通話やデータ通信のサービスを提供する事業者のこと。



4 家庭のルールを決めよう

ご家庭で話し合っインターネットの使い方ルールを決めて、みんなで守りましょう。ルールが窮屈に感じているようなら、その都度話し合っ調整しましょう。

POINT!

家庭内の
コミュニケーションが
まず基本です！
日頃から、お子様との
会話を大切に!!



作成.....年.....月

我が家のルールを決めよう。

-
-
-
-

ルールを守るために保護者が気を付けること

- 保護者がまず率先してルールを守り、お手本になりましょう。
-に1度、お子様と一緒に利用状況を確認しましょう。
- 困ったときの相談先を決めておきましょう。(相談相手.....)
- お子様の成長に合わせてルールやフィルタリングの設定を見直しましょう。

5 いざという時の相談窓口

保護者やお子様ที่困ったときの相談窓口

#9110

最寄りの警察署または警察相談専用電話

#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。(受付時間:夜間及び土日・祝日は、24時間受付体制の一部の県警を除き当直又は音声案内のいずれかで対応)

188

消費者庁 消費者ホットライン

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

0120-0-78310

24時間 子供SOSダイヤル(文部科学省)

インターネット上のいじめ問題などの相談窓口です。(受付時間:24時間)

違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に関する相談をWebフォームで受け付ける窓口です。
<http://www.lhaho.jp/>



お子様も安心して相談できる相談窓口

0120-99-7777

チャイルドライン

(NPO法人チャイルドライン支援センター)

18歳までの子供専用の相談窓口です。電話、インターネットで相談を受け付けています。<http://www.childline.or.jp>

(受付時間:毎週月曜日～土曜日/16時～21時)



0120-007-110

子どもの人権110番(法務局・地方法務局)

インターネット上の嫌がらせなどの子供の悩みごとに関する相談窓口です。全国共通・通話料無料。(受付時間:平日8時30分～17時15分)

子どもの人権SOS-eメール

電話では相談しづらいことなら、メールでも相談を受け付けています。
<http://www.jinken.go.jp/>



ご家庭のみんなが見る場所などに、このページを貼っておきましょう。

2019年1月更新版

食物アレルギー対応について

※アレルギーをお持ちのお子様は必ずご確認ください。

池田市教育委員会
池田市立学校給食センター

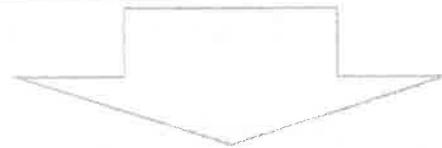
下記に当てはまるお子さまは、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が必要となります。詳しくは学校園または下のQRコードより池田市のHPをご覧ください。



エピペン®をお持ちのお子さま
※体重制限により内服薬を処方されている場合も含まれます

アナフィラキシーの既往歴のあるお子さま

除去食を希望されるお子さま



池田市の学校給食では3つの除去を対応しております。
それ以外の除去食対応は行っておりません。



鶏卵・魚卵



飲用牛乳



パン

〔アレルギー説明会開催について〕

食物アレルギーについて、池田市での対応などお伝えいたします。詳しい説明をご希望の方、また質問等ある方は、ぜひご参加ください。

日時：2月22日（木） 14時～15時

場所：【池田市保健福祉総合センター 3階 健康教育室】

で行います。



池田市HP アレルギー対応について

ウラもご覧ください

学校園における食物アレルギーの対応Q & A

Q1：学校生活管理指導表はどのような病状の人が提出すべきですか？

A：アレルギー疾患により学校園生活の中で 特別な配慮が必要な人になります。特にエピペン®の処方がある、アナフィラキシーの既往歴のある人が対象となります。食物アレルギー疾患があり、新たに除去食を申込まれる場合にも提出をお願いしています。また、学校園が必要と認めた場合には提出をお願いします。

Q2：学校生活管理指導表を提出するかどうかは誰が判断したらよいですか？

A：アレルギー疾患と医師から診断されて、医師から配慮が必要と認めた場合に提出が必要です。

Q3：アレルギーの症状が非常に軽い場合でも、学校生活管理指導表が必要ですか？

A：学校園での配慮は必要ないと医師が診断した場合、提出は不要です。ただし、除去食を申し込まれる場合には、学校生活管理指導表と除去食申込み書の提出が必要です。

Q4：除去食の対応食品は何ですか？

A：卵類（鶏卵・うずら卵・魚卵等含む）、飲用牛乳、パンの完全除去です。

給食に出ない食品は「そば・落花生（ピーナッツ）・かに・えび」を含む食品と「生卵」は使用しません。

Q5：学校生活管理指導表の提出がないと給食の除去食対応はできないのですか？

A：はい。自己判断や幼少時の診断結果では、過剰な除去になる可能性があるため、提出をお願いします。ガイドライン改訂に伴い、国の指針・様式に統一するため提出が必要になります。

Q6：パンと飲用牛乳を除去した場合、給食費は返金してもらえますか？

A：パンと飲用牛乳については、給食費より返金します。除去食（副食）は通常食と同額になります。弁当対応の場合、徴収はありません。飲用牛乳のみ申し込まれる場合は、牛乳代金のみお支払い頂きます。

Q7：以前牛乳を飲んで、お腹が痛くなったのでそれ以来、牛乳を飲んでいません。牛乳アレルギーの疑いがあるので、飲用牛乳の除去はできますか？

A：特定の食材を食べて、症状が現れたといっても、食物アレルギーとは限りません。

食物アレルギーではなく、乳糖不耐症など、その他疾患の場合には受診機関の診断書を提出してください。それをもとに飲用牛乳の除去食対応を行います。

その他のQ&AはHPでご確認ください。

また、ご質問がある方は、学校園または給食センターまでお問い合わせください
学校給食センター 072-751-8311・8312